

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【会社名】	日新製鋼ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nisshin Steel Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三喜 俊典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
【電話番号】	該当事項はない。
【事務連絡者氏名】	日新製鋼株式会社 財務部長 藤村 直樹 日本金属工業株式会社 財務部長 郷 誠
【最寄りの連絡場所】	日新製鋼株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 日本金属工業株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号（東京倶楽部ビルディング）
【電話番号】	日新製鋼株式会社 03(3216)5511（代表） 日本金属工業株式会社 03(3500)5647
【事務連絡者氏名】	日新製鋼株式会社 財務部長 藤村 直樹 日本金属工業株式会社 財務部長 郷 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	175,668,405,269円 （注）本訂正届出書提出日において未確定であるため、日新製鋼株式会社（以下「日新」）及び日本金属工業株式会社（以下「日金工」）の平成24年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載している。
【縦覧に供する場所】	該当事項はない。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月8日付で提出した有価証券届出書及び平成24年6月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成24年8月7日に日新の四半期報告書（事業年度 第133期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日））が、平成24年8月10日に日金工の四半期報告書（事業年度 第118期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日））がそれぞれ提出されたこと、並びに日新及び日金工が平成24年8月1日に当社の株式について株式会社東京証券取引所に新規上場申請を行ったことに伴い、一部訂正すべき事項があることから、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものである。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

### 第三部 企業情報

#### 第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 3 対処すべき課題
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### 第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

#### 第5 経理の状況

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類  
四半期報告書又は半期報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付している。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	109,843,923株 (注) 1、2、3、4	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。(注) 5

- (注) 1 . 日新の発行済株式総数994,500,174株（平成24年3月31日時点）及び日金工の発行済株式総数185,605,475株（平成24年3月31日時点）に基づいて記載しており、実際に当社が発行する新株式数は変動することがある。
- 2 . 普通株式は、平成24年3月19日及び平成24年4月27日並びに平成24年5月11日に開催された日新及び日金工の取締役会の決議（統合基本契約締結の承認及び株式移転契約の締結・株式移転計画の作成並びに定時株主総会への付議）並びに平成24年6月26日に開催された日新及び日金工の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」）に伴い発行する予定である。
- 3 . 日金工が野村證券株式会社に対して発行した第2回乃至第6回新株予約権は、日金工の平成24年3月19日開催の取締役会において当新株予約権の全部を取得し、消却することに関する決議を行い、平成24年4月2日付にて残存する新株予約権の全部を取得の上、消却した。
- 4 . 日新及び日金工は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）に新規上場申請を行う予定である。
- 5 . 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりである。  
 名称 株式会社 証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	109,843,923株 (注) 1、2、3、4	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。なお、当社は種類株式発行会社ではない。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株である。(注) 5

- (注) 1. 日新の発行済株式総数994,500,174株(平成24年3月31日時点)及び日金工の発行済株式総数185,605,475株(平成24年3月31日時点)に基づいて記載しており、実際に当社が発行する新株式数は変動することがある。
2. 普通株式は、平成24年3月19日及び平成24年4月27日並びに平成24年5月11日に開催された日新及び日金工の取締役会の決議(統合基本契約締結の承認及び株式移転契約の締結・株式移転計画の作成並びに定時株主総会への付議)並びに平成24年6月26日に開催された日新及び日金工の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」)に伴い発行する予定である。
3. 日金工が野村證券株式会社に対して発行した第2回乃至第6回新株予約権は、日金工の平成24年3月19日開催の取締役会において当新株予約権の全部を取得し、消却することに関する決議を行い、平成24年4月2日付にて残存する新株予約権の全部を取得の上、消却した。
4. 日新及び日金工は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)に平成24年8月1日付で新規上場申請を行った。
5. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりである。  
名称 株式会社 証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【募集の方法】

### （訂正前）

株式移転によることとする。（注）1、2

- （注）1．普通株式は、当社の設立日の前日の日新及び日金工の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に対し、日新の普通株式1株に対して0.1株、日金工の普通株式1株に対して0.056株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となる。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であるが、日新及び日金工の最近事業年度末日（平成24年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は175,668,405,269円であり、発行価額の総額のうち300億円が資本金に組み入れられる。
- 2．当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続を行い、平成24年10月1日（予定）より東京証券取引所市場第一部に上場する予定である。  
東京証券取引所への上場申請手続は、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定である。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度である。

### （訂正後）

株式移転によることとする。（注）1、2

- （注）1．普通株式は、当社の設立日の前日の日新及び日金工の株主名簿に記載又は記録されたそれぞれの株主に対し、日新の普通株式1株に対して0.1株、日金工の普通株式1株に対して0.056株の割合で割当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となる。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日において未確定であるが、日新及び日金工の最近事業年度末日（平成24年3月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は175,668,405,269円であり、発行価額の総額のうち300億円が資本金に組み入れられる。
- 2．当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて上場申請手続を行った。これに伴い、同規程に定めるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により平成24年10月1日に上場する予定である。このテクニカル上場は、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度である。

## 第三部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の業績等の概要については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

#### 2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の生産、受注及び販売の状況については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

#### 3【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の対処すべき課題については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

## 5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」を参照のこと。

## 6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の研究開発活動については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

#### 2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる日新及び日金工の設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。



## 第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の経理の状況については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）を参照のこと。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はない。

なお、当社の完全子会社となる日新及び日金工の経理の状況については、両社の有価証券報告書（いずれも平成24年6月26日提出）及び四半期報告書（日新においては平成24年8月7日提出、日金工においては平成24年8月10日提出）を参照のこと。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

（訂正前）

日新

該当事項はない。

日金工

該当事項はない。

（訂正後）

日新

事業年度 第133期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月7日関東財務局長に提出。

日金工

事業年度 第118期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出。